

## 報酬金基準表

本市「講師に係る謝礼金の取扱基準」に準じています。

区分	1時間あたりの金額（税込み）	職別
講師	7,100円	大学教授、中央官庁の局部長、民間の著名専門家 例：臨床心理士、弁護士、医師、 ジャーナリストなど
	6,200円	大学准教授、中央官庁の課長、民間の専門研究員 例：研究所の所長、NPO代表など
	5,200円	大学講師、中央官庁の課長補佐、元PTA協議会役員 例：研究所のメンバー、NPO役員など
	4,300円	団体役員、中央官庁の主任、民間の技術者 例：ボランティアグループのメンバー、 大阪市以外の教員
本市職員	0円	
保育	1,000円	保育ボランティアグループのメンバー ※必ずグループに所属している方に 依頼してください。
手話通訳	3,500円	手話通訳者

- ※ 座談会形式である学習会の講師や、複数の講師への謝礼金は、基準額の**8割以内**の額とします。また、講師補佐（助手）については、基準額の**5割以内**の額とします。
- ※ 同一講師が同一講義等を2回以上行う場合は、2回目以降の謝礼金は減額します。
- ※ **原則として、講義1時間あたりの単価は、上記の額になります。**ただし、特別の事情がある場合は、当該講師の業績、著名度、他の講師との均衡などを考慮して、単価の幅の範囲内において個々に区役所が決定します。この場合、講師に関する資料（プロフィール、講演履歴等）を提出してもらうことがあります。
- ※ 謝礼金の手取額は、原則として所得税10.21%を差し引いた額になり、講師の口座に振り込まれます。
- ※ 学習会、一時保育に関わる部屋の使用料は助成対象外です。

### （参考）助成の一例

大学教授と講師補佐（准教授）に2時間の学習会を頼んだ場合

教授分（講師）：@7,100×2h=14,200円

准教授分（講師補佐）：@6,200×50%（基準額の5割以内）×2h=6,200円

合計：20,400円